

議案第106号

大阪市立斎場条例の一部を改正する条例案

大阪市立斎場条例（昭和24年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 大阪市立葬祭場（以下「葬祭場」という。）</u>  <u>は、前項に定める業務のほか、当該業務の</u>  <u>実施を妨げない限度において、市長が認め</u>  <u>る業務を行う。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 市長は、指定管理者に<u>葬祭場</u>の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 利用料金の額は、次の各号に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>多目的室</u>使用料 1回 6,000円</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 市長は、指定管理者に<u>大阪市立葬祭場（以下「葬祭場」という。）</u>の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) <u>ギャラリー</u>使用料 1回 6,000円</p>

<p>[削る]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、式場における葬祭に参列しようとする者が当該参列のために駐車場を使用する場合は、<u>同項第3号</u>の駐車場使用料は、無料とする。</p> <p>[5～7 略]</p>	<p><u>(3)</u> 会葬者控室使用料 1回 3,000円</p> <p><u>(4)</u> [同左]</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、式場における葬祭に参列しようとする者が当該参列のために駐車場を使用する場合は、<u>同項第4号</u>の駐車場使用料は、無料とする。</p> <p>[5～7 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年5月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

大阪市立葬祭場の業務の範囲及び利用料金の上限額を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。